**少量危険物等貯蔵取扱い（開始・変更・廃止）届出書**

**少量危険物の配管等漏洩試験結果報告書**

　少量危険物及び指定可燃物（以下「少量危険物等」という。）を貯蔵または取り扱おうとする場合は、設置、変更または廃止（工事を伴う場合は着工）の7日前までに届出が必要です。

　また、危険物の送油に配管を使用する場合は、配管設置後に漏洩試験を実施し、届出る必要があります。

　設置工事後、原則として管轄署による現地調査を行います。

　なお、少量危険物等貯蔵取扱い（開始・変更・廃止）届出書の届出者は、設置する建物の関係者（所有者、管理者、占有者）であり、少量危険物等に係る工事施工者ではありません。

届出が必要な少量危険物等

　●少量危険物の場合

　　指定数量の５分の１以上（個人住居の場合は２分の１以上）指定数量未満の危険物を貯蔵または取扱う場合

　●指定可燃物の場合

　　別表第８（※）で定める数量の5倍以上（再生資源燃料、可燃性固体類等及び合成樹脂類にあっては、同表で定める数量以上）の指定可燃物を貯蔵又は取扱う場合

　　※　その他を参照のこと

届出・申請方法

|  |  |
| --- | --- |
| 窓口及び郵送 | 電子申請 |
| 消防本部予防課または最寄りの消防署・各分署で受付可 | 可 |

届出先及び届出・申請手順

　●届出先

　　消防本部予防課または最寄りの消防署・各分署

　●届出・申請手順

**１．窓口に提出する場合（持参する書類等）【各２部（正・副）】**

⑴　少量危険物貯蔵取扱い（開始・変更・廃止）届出書の場合

* + - * 少量危険物等貯蔵取扱い（開始・変更・廃止）届出書
			* 貯蔵及び取扱い場所の案内図、配置図、平面図、詳細図、仕上表及び建具表
			* 使用する設備の詳細図及び配管図（※）、仕様書
			* その他補足資料等

　　　⑵　少量危険物の配管等漏洩試験結果報告書（※）

* 少量危険物の配管等漏洩試験結果報告書
* 試験状況を撮影した写真等

　※　危険物の送油に配管を使用する場合に限る。

**▲注意事項**

・窓口での受付は、午前8時３０分～午後5時１５分となります。（消防本部予防課での受付は、土、日、休日及び年末年始を除く上記の時間。）

・設置工事完了後、管轄署による現地調査を実施しますので、あらかじめ、または受付時に日程について相談してください。

　　**２．郵送する場合（封入する書類等）【各２部（正・副）】**

* 上記「１．窓口に提出する場合」に記載の書類等
* 返送用封筒（宛名を記入し、切手を貼付）

　　**▲注意事項**

・記入漏れ等の不備がある場合、受理できない場合がありますので、内容等を確認し郵送してください。なお、届出、申請内容について担当者に問い合わせる場合があります。

・設置工事完了後、管轄署による現地調査を実施しますので、あらかじめ日程について相談をするか、または、受付後に日程調整のご連絡をさせていただきます。

　　**３．電子申請する場合【各届出書1部（正）】**

* 上記「１．窓口に提出する場合」に記載の書類等を添付し、消防本部予防課または最寄りの消防署・各分署のメールアドレス宛に送付してください。

　　▲**注意事項**

　　　・設置工事完了後、管轄署による現地調査を実施しますので、あらかじめ日程について相談をするか、または、受付後に日程調整のご連絡をさせていただきます。

　　　・その他、電子申請に関する注意事項についてはホームページをご確認ください。

その他

　別表第８

|  |  |
| --- | --- |
| 品　　　　　名 | 数　　　　　量 |
| 綿花類 | キログラム | ２００　 |
| 木毛及びかんなくず |  | ４００　 |
| ぼろ及び紙くず |  | １，０００　 |
| 糸類 |  | １，０００　 |
| わら類 |  | １，０００　 |
| 再生資源燃料 |  | １，０００　 |
| 可燃性固体類 |  | ３，０００　 |
| 石炭・木炭類 |  | １０，０００　 |
| 可燃性液体類 | 立方メートル | ２　 |
| 木材加工品及び木くず |  | １０　 |
| 合成樹脂類 | 発泡させたもの |  | ２０　 |
| その他のもの | キログラム | ３，０００　 |

問い合わせ先

消防本部予防課または最寄りの消防署・各分署

電話番号等の連絡先は、[消防本部・消防署　総合案内](https://www.city.sakata.lg.jp/bousai/syobokyukyu/syobohonbugaiyo/fire-information.html)でご確認ください。